

東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置) 第2条 児童館の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(利用の特例) <u>第5条 指定管理者は、児童館の運営及び管理に支障がなく、かつ、必要と認めるときは、前条に定める者以外の者(以下「特例利用者」という。)に別表第2に定める施設(以下「特例施設」という。)を利用させることができる。</u></p>
<p>(指定管理者による管理) <u>第5条</u> (略)</p>	<p>(指定管理者による管理) <u>第6条</u> (略)</p>
<p>(指定管理者の指定) <u>第6条</u> (略)</p>	<p>(指定管理者の指定) <u>第7条</u> (略)</p>
<p>(指定管理者が行う業務) <u>第7条</u> (1)及び(2) (略) (削除) (3)~(5) (略)</p>	<p>(指定管理者が行う業務) <u>第8条</u> (1)及び(2) (略) (3) <u>使用料の徴収、減免及び還付に関すること。</u> (4)~(6) (略)</p>
<p>(個人情報の取扱い) <u>第8条</u> (略)</p>	<p>(個人情報の取扱い) <u>第9条</u> (略)</p>
<p>(休館日) <u>第9条</u> (略) (削除)</p>	<p>(休館日等) <u>第10条</u> (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、特例施設は、休館日においても利用することができる。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日及び区長が特に必要と認めた日は、利用することができない。</u></p>
<p>(開館時間) <u>第10条</u> (略) (削除)</p>	<p>(開館時間等) <u>第11条</u> (略) 2 <u>特例施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を得てこれを変更することができる。</u></p>
<p>(利用の承認) <u>第11条</u> (略)</p>	<p>(利用の承認) <u>第12条</u> (略)</p>

<p>(利用の不承認) <u>第12条</u> (略) (使用料) <u>第13条</u> (略) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(利用承認の取消等) <u>第14条</u> (略) (1)~(3) (略) (4) <u>利用の承認をした後に、第12条各号の一に該当することが判明したとき。</u> (5) (略)</p> <p>(利用者の義務) <u>第15条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第16条</u> (略)</p> <p><u>別表(第2条関係)</u> (略) (削除) (削除)</p> <p>付 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(利用の不承認) <u>第13条</u> (略) (使用料) <u>第14条</u> (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、特例利用者が利用する場合においては、別表第3に定める額の使用料を指定管理者に前納しなければならない。ただし、規則で定める特別の事情があると指定管理者が認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付) <u>第15条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、<u>規則で定める特別の事情があると指定管理者が認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(利用権の譲渡禁止) <u>第16条</u> 特例利用者は、<u>利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</u></p> <p>(利用承認の取消等) <u>第17条</u> (略) (1)~(3) (略) (4) <u>利用の承認をした後に、第13条各号の一に該当することが判明したとき。</u> (5) (略)</p> <p>(利用者の義務) <u>第18条</u> (略)</p> <p>(委任) <u>第19条</u> (略)</p> <p><u>別表第1</u> (略) <u>別表第2</u> (次ページのとおり) <u>別表第3</u> (次ページのとおり)</p>
---	---

別表第 2

施設の名称
東京都台東区立今戸児童館第 2 遊戯室

別表第 3

施設名	午前		午後		夜間		全日	
	入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収		入場料等の徴収	
	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
台東区立今戸児童館第 2 遊戯室	1,800 円	7,200 円	2,400 円	9,600 円	2,500 円	10,000 円	6,700 円	26,800 円

備考

- 1 午前は、午前 9 時から正午までとする。
- 2 午後は、午後 1 時から午後 5 時までとする。
- 3 夜間は、午後 6 時から午後 9 時までとする。
- 4 全日は、午前 9 時から午後 9 時までとする。